

気候関連開示（公開草案） 産業別開示要求 【電子商取引（CG-EC）産業編】

2022年6月

SSBJ設立準備委員会 事務局

※不許複製・禁無断転載：
公開草案の原文及び日本語仮訳は、IFRS財団の著作物となります。
複製及び使用の権利は厳しく制限されております。

- ❖ 本資料は、2022年3月31日にIFRS財団から公表されたIFRS S2号公開草案「気候関連開示」の付録B「産業別開示要求」のうち、**電子商取引 (CG-EC) 産業に関連する部分の概要**についてご説明することを目的としています。
- ❖ 本資料では、当該付録B「産業別開示要求」に関し、以下の事項について記載しています。
 - ▶ 産業別開示要求の構成
 - ▶ 指標の**技術的プロトコル**（定義、範囲、適用及び調製に関するガイダンス）において、「shall（～しなければならない）」「shall not（～してはならない）」と記載されている事項を**太字**で記載しています。
 - ▶ 上記以外の事項でも、当該事項に即した開示を行うに際して**特に有用であると当事務局が判断した事項**を記載しています（そのため、すべての事項について記載しているわけではありません）。
 - ▶ 産業別指標を開示するまでの流れ

本資料は、IFRS財団のホームページにおいて公表された当該付録B「産業別開示要求」の日本語仮訳をもとに、SSBJ設立準備委員会事務局が作成したものです。

本資料における意見に係る部分は、あくまでも当委員会のスタッフ個人の見解であり、当委員会の公式見解ではございません。

S2基準案の付録B「産業別開示要求」は、産業ごとに以下が記載されている

| | |
|-------------------------|--|
| 産業の説明 | <ul style="list-style-type: none">❖ 関連するビジネスモデル、基礎となる経済活動、一般的なサステナビリティ関連の影響 (impacts) 及び依存関係 (dependencies)、並びに当該産業への参加に特徴的な他の共有される特徴を定義することにより、適用範囲を明確にすることを意図している |
| 開示トピック及びトピックサマリー | <ul style="list-style-type: none">❖ 開示トピックとは、特定の産業内の企業によって行われる活動に基づいて、特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会を定義するもの❖ 経営又は経営の失敗が企業の企業価値にどのように影響するかについての簡単な説明 (トピックサマリー) が含まれる |
| 指標 | <ul style="list-style-type: none">❖ 開示トピックに付随し、個別に又は1セットの一部として、特定の開示トピックのパフォーマンスに関する有用な情報を表示するように設計されている |
| 技術的プロトコル | <ul style="list-style-type: none">❖ 定義、範囲、適用及び調製に関するガイダンスを提供する |
| 活動指標 | <ul style="list-style-type: none">❖ 企業による特定の活動又はオペレーションの規模を定量化するもの❖ データを正規化して比較を容易にするため、指標と組合せて使用することを意図している |

**産業名
(68産業)**

衣服、装飾品及び履物

産業の説明

産業に関する記述

「衣服、装飾品及び履物」産業には、男性用、女性用及び子供用の衣類、ハンドバッグ、宝石、時計及び履物を含むさまざまな製品の設計、製造、卸売及び小売に関わる企業が含まれる。製品の大部分が新興市場のベンダーによって製造されることにより、この産業に属する企業が主として設計、卸売、販売促進、サプライ・チェーンの管理及び小売といった活動に焦点を当てることを可能にしている。

サステナビリティ開示トピック及び指標

表 1. サステナビリティ開示トピック及び指標

開示トピック

指標

| トピック | 指標 | カテゴリー | 測定単位 | コード |
|-------|---|--------|-----------------|--------------|
| | 優先原材料の調達に関連する環境及び社会リスクの記述 | 説明及び分析 | 該当なし | CG-AA-440a.1 |
| 原材料調達 | 環境又は社会サステナビリティ基準（又はこの両方）の第三者認証を受けた原材料の割合（基準ごとに） | 定量 | 重量ごとのパーセンテージ(%) | CG-AA-440a.2 |

「衣服、装飾品及び履物」産業は、綿、革、羊毛、ゴム、並びに貴重な鉱物及び金属など、最終製品の主要なインプットとして多数の原材料に依存している。

気候変動、土地利用、資源不足、及び当該産業のサプライ・チェーンが事業を展開する地域での紛争に関連するサステナビリティの影響(impacts)は、産業において原材料を調達する能力をこれまで以上に形成している。

潜在的な原材料不足、供給停止、価格変動及び風評リスクを管理する企業の能力は、透明性に欠けることが多いサプライ・チェーンを通じて地理的に多様な地域から原材料を調達するため、さらに困難になっている。

この問題の効果的な管理を行わないことは、**利益の減少、収益成長率の抑制又は資本コストの増加（又はこれらのすべて）につながる**可能性がある。さまざまな原材料を調達することに関連するリスクの種類に応じて、サプライヤーへの関与、透明性の向上、認証基準の使用又は革新的な代替原材料の使用（又はこれらのすべて）を含め、さまざまな解決策が必要になる可能性がある。

最も積極的な企業は、**ブランドの評判を向上させ、新しい市場機会を開拓する一方で、価格変動や潜在的な供給停止にさらされるリスクを減らす**可能性が高い。

| コード： CG-AA-440a.1 | 指標： 優先原材料の調達に関連する環境及び社会リスクの記述 | 測定単位： 該当なし |
|----------------------|---|---------------|
| 1 1.1 | <p>優先原材料の調達から生じる環境及び社会リスクを管理するための戦略的アプローチを説明する</p> <ul style="list-style-type: none"> • 優先原材料：企業の主要製品に不可欠なもの • 主要製品：過去3会計年度のいずれかにおいて連結売上高の10%以上を占めたもの | |
| 2 | 企業が優先原材料をどのように識別したかに関する方法を含める | |
| 4 | 優先原材料は、当該原材料を直接購入したか、サプライヤーを通じて購入したかに関わらず開示する | |
| 7 | <p>綿花を優先原材料の一つとして識別した場合、以下を説明する</p> <ul style="list-style-type: none"> • 水ストレスのある綿花栽培地域に対する脆弱性 • これらの地域から綿花を調達することによる価格変動のリスクをどのように管理しているか | |

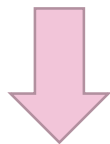
| コード | 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 |
|-------------|----------------------|-------|------|
| CG-AA-000.A | (1)Tier 1サプライヤーの数 | 定量 | 数 |
| | (2)Tier 1の先のサプライヤーの数 | 定量 | 数 |

- Tier 1サプライヤー：報告企業と直接取引するサプライヤー
- Tier 1の先のサプライヤー：報告企業のTier 1サプライヤーにとって重要なサプライヤー

Tier 1の先のサプライヤーのデータが仮定、見積り、又は他の不確実性を含む方法に基づいているかを開示しなければならない

気候関連の産業別指標を開示するまでの流れ(1)

適切な産業の 選択



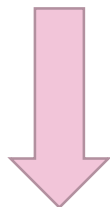
- ❖ S2基準案の付録B「産業別開示要求」B1巻からB68巻は、SASBスタンダードの「Sustainable Industry Classification System®」(SICS®)のうち、気候関連の指標がある**11セクター・68産業**で編成されている
- ❖ 企業は、単一又は複数の産業を識別しなければならない(S2基準案 B8項)
- ❖ 企業が複数の産業にまたがる可能性が高い、幅広い活動に参加している場合、複数の産業別要求事項を適用する必要がある可能性がある(S2基準案 B9項)

重大なリスク 及び機会の識別



- ❖ 企業は、企業がさらされている**重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会**を識別し、記述しなければならない(S2基準案 第9項(a))
- ❖ その際に、企業は、産業別開示要求(付録B)の中の「**開示トピック**」(特定の産業のリスク又は機会が定義されている)を参照しなければならない(S2基準案 第10項)

指標の特定



- ❖ 企業は、「戦略」に関する要求事項を満たすための開示を作成する際、産業横断的指標カテゴリー及び**開示トピックを伴う産業別指標の適用可能性**を参照し、考慮しなければならない(S2基準案 第11項)
- ❖ 一般目的財務報告の利用者が、重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会を企業がどのように測定し、モニタリング及び管理するのかについて理解できるよう、企業は、**付録 B「産業別開示要求」において定められている産業別指標を開示**しなければならない(S2基準案 第19項、第20項(b))
- ❖ 企業は、企業がさらされている**気候関連のリスク及び機会**を**適正に表示する**という視点を持って、関連するフルセットの産業別要求事項を**すべて参照**しなければならない(S2基準案 B16項)

(次頁に続く)

気候関連の産業別指標を開示するまでの流れ(2)

(前頁からの続き)

指標の特定

- ❖ 定量的情報の開示に係る産業別要求事項が、産業横断的指標カテゴリー（S2基準案 第21項(a)から(e)）に関連する開示の要求事項を満たすか確認し検討しなければならない（S2基準案 付録B B15項）

産業横断的指標カテゴリー
（S2基準案 第21項）

- (a) 温室効果ガス排出
- (b) 移行リスク
- (c) 物理的リスク
- (d) 気候関連の機会
- (e) 資本投下
- (f) 内部炭素価格
- (g) 報酬

産業横断的指標カテゴリーの開示に
用いられる産業別指標の例

- (c)物理的リスク
農産物産業における、水ストレスのある地域から供給される主要作物の割合
- (d)気候関連の機会
化学製品産業における、使用段階の資源効率を考慮して設計された製品から生じた売上高

重要性
(Materiality)

- ❖ 企業は、特定された指標及び目標が企業の企業価値を評価する上で情報の利用者にとって重要性がある（material）と結論付けた場合、特定の要求事項に関連する情報を開示しなければならない（S2基準案 付録B B6項）
- ❖ IFRSサステナビリティ開示基準で要求される特定の開示に重要性がない（not material）場合には、提供する必要はない（S1基準案 第60項）

電子商取引 E-Commerce (CG-EC)

「電子商取引」産業は、他の企業又は個人が自身の財又はサービスを販売するためのオンラインの市場を提供する企業だけでなく、消費者が財又はサービスを購入するためのウェブ限定のプラットフォームを提供する小売業者及び卸売業者によっても構成される。

この産業に属する企業は消費者にも他のビジネスにも販売する。

電子商取引サイトのアクセス可能性により、この産業は売手と買手のためのグローバルな市場となっている。

| トピック | コード | 指標 |
|------------------------|--------------|--|
| ハードウェア・インフラのエネルギー及び水管理 | CG-EC-130a.1 | <ul style="list-style-type: none"> • (1)エネルギー総消費量 • (2)電力系統からの電力の割合 • (3)再生可能エネルギーの割合 |
| | CG-EC-130a.2 | <ul style="list-style-type: none"> • (1)総取水量 • (2)総消費水量 • (1)総取水量及び(2)総消費水量のうち、ベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」地域の割合 |
| | CG-EC-130a.3 | <ul style="list-style-type: none"> • データセンターのニーズに対する戦略的計画への環境上の考慮事項の組み込みの説明 |
| 製品包装及び流通 | CG-EC-410a.1 | <ul style="list-style-type: none"> • 製品出荷の温室効果ガス (GHG) 総排出量 |
| | CG-EC-410a.2 | <ul style="list-style-type: none"> • 製品配送による環境上の影響 (impact) を低減する戦略についての説明 |

「電子商取引」産業で消費されるエネルギーの大部分は、データセンターの重要性のある（material）ハードウェアやITインフラに電力を供給するために使用される。

データセンターは継続的に電力を供給する必要があり、**エネルギー供給の中断**は、中断の大きさ及びタイミングによっては、**オペレーションに重要性がある（material）影響（impact）を与える**可能性がある。

また、企業は、データセンターの冷却ニーズについて、エネルギー消費と水消費のトレードオフに直面している。

冷却装置の代わりに水を使用してデータセンターを冷却することは、エネルギー効率を向上させる手段ではあるが、地域の重大な（significant）水資源に大きく依存してしまう可能性がある。

エネルギー及び水の使用に対する懸念が高まっている中、この問題を効果的に管理している企業は、**コスト削減と風評リスクを最小限に抑える**ことができる。

| コード： CG-EC- 130a.1 | 指標： (1)エネルギー総消費量 | 測定単位： ギガジュール(GJ) |
|--------------------------|---|---------------------|
| 1 | 消費したエネルギーの総量をギガジュール (GJ) 単位で集計して開示する | |
| 1.1 | すべての供給源からのエネルギーを含める <ul style="list-style-type: none"> • 企業の外部の供給源から購入したエネルギー • 企業が自ら生産した (自己生成の) エネルギー | |
| 1.2 | 報告期間中に企業が直接消費したエネルギーのみを含める | |
| 1.3 | 燃料及びバイオ燃料からのエネルギー消費量を計算する際には、以下のいずれかに方法に基づき、総発熱量 (GCV) とも呼ばれる高位発熱量 (HHV) を使用する <ul style="list-style-type: none"> • 直接測定する方法 • 気候変動に関する政府間パネル (IPCC) から取得する方法 | |

| | | |
|--------------------------|--|----------------------|
| コード： CG-EC- 130a.1 | 指標： (2)電力系統からの電力の割合 | 測定単位： パーセンテージ (%) |
| 2 | 消費した、電力系統から供給されたエネルギーの割合を開示する | |
| 2.1 | この割合は、購入した電力系統からの電力の消費量について、エネルギー総消費量で除して計算する 計算式の例：購入した電力系統からの電力の消費量 ÷ エネルギー総消費量 | |

| コード： CG-EC- 130a.1 | 指標： (3)再生可能エネルギーの割合 | 測定単位： パーセンテージ (%) |
|--------------------------|--|----------------------|
| 3 | 消費した再生可能エネルギーの割合を開示する | |
| 3.1 | 再生可能エネルギー：枯渇率以上のペースで補充されるエネルギー源からのエネルギーと定義（地熱、風力、太陽光、水力、バイオマス等） | |
| 3.2 | <p>この割合は、再生可能エネルギー消費量をエネルギー総消費量で除して計算する</p> <p>計算式の例：再生可能エネルギー消費量 ÷ エネルギー総消費量</p> | |
| 3.3 | <p>再生可能エネルギーの範囲は以下を含む：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 企業が消費した再生可能燃料 • 企業が直接生産した再生可能エネルギー • 企業が購入した再生可能エネルギー | |
| 3.4 | <p>この開示の目的において、バイオマス源からの再生可能エネルギーの範囲は、以下のいずれかの条件に該当するものに限定する：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 第三者の基準で認証された材料 • 再生可能エネルギー認証のためのGreen-eフレームワークのバージョン1.0（2017年）又はGreen-e地域基準に従って適格な供給源とみなされる材料 • 適用可能な州の再生可能エネルギー利用割合基準（RPS）において適格となる材料 | |

| コード： CG-EC- 130a.1 | 補足事項 |
|--------------------------|--|
| 4 | <p>この開示で報告するすべてのデータに対して、換算係数を一貫して適用する 例：燃料使用量のHHVやキロワット時からギガジュール（GJ）への変換</p> |
| 5 | <p>データセンターの12か月加重平均電力使用効率（PUE）を開示する場合がある</p> |
| 5.2 | <p>PUEを開示する場合、米国暖房冷凍空調学会（ASHRAE）及びGreen Grid Associationが発行した「PUE™: A Comprehensive Examination of the Metric (2014)」に記述されているガイダンス及び計算方法に従う</p> |

| コード： CG-EC- 130a.2 | 指標： (1)総取水量 | 測定単位： 千立方メートル (m ³) |
|--------------------------|---|------------------------------------|
| 1 | すべての水源から引き出された水の量を、千立方メートル単位で開示する | |
| 1.1 | 水源には、以下を含める： <ul style="list-style-type: none"> • 地表水（湿地、河川、湖及び海からの水を含む） • 地下水 • 企業が直接収集及び貯留した雨水 • 地方自治体の水道供給者、水道事業者又はその他の企業から取得した水及び廃水 | |
| 2 | 例えば、取水量の大部分が非淡水源からのものである際は、その供給を水源別に開示する場合がある | |
| 2.1 | 淡水は、企業がオペレーションを行う地域の法令に従って定義する場合がある 法令による定義がない場合、淡水は、百万分の1,000未満の溶解固形物を含む水とみなす | |
| 2.2 | 各法域の飲料水規制に準拠して水道事業者から取得した水は、淡水の定義を満たすとみなす | |

| | | |
|--------------------------|---|------------------------------------|
| コード： CG-EC- 130a.2 | 指標： (2)総消費水量 | 測定単位： 千立方メートル (m ³) |
| 3 | オペレーションで消費した水の量を千立方メートル単位で開示する | |
| 3.1 | 消費水量の定義は以下のとおり； | |
| 3.1.1 | <ul style="list-style-type: none"> 取水、使用及び排水中に蒸発する水 | |
| 3.1.2 | <ul style="list-style-type: none"> 企業の製品又はサービスに、直接的又は間接的に組み込まれる水 | |
| 3.1.3 | <ul style="list-style-type: none"> その他、取水源と同じ集水域に戻らない水（別の集水域又は海に戻る水など） | |

| コード： CG-EC- 130a.2 | 指標： (1)総取水量及び(2)総消費水量のうち、ベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」地域の割合 | 測定単位： パーセンテージ(%) |
|--------------------------|---|---------------------|
| 4 | 世界資源研究所（WRI）の水リスクアトラス（Water Risk Atlas）ツールであるAquaduct（アキダクト）によって、ベースライン水ストレスが「高い（40～80%）」又は「極めて高い（>80%）」と分類された場所で取水及び水消費する活動を識別する | |
| 5 | <p>ベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」場所で取水した水について、総取水量に対する割合を開示する</p> <p>計算式の例：ベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」場所での取水量 ÷ 総取水量</p> | |
| 6 | <p>ベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」場所で消費した水について、総消費水量に対する割合を開示する</p> <p>計算式の例：ベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」場所での消費水量 ÷ 総消費水量</p> | |

| コード： CG-EC- 130a.3 | 指標： データセンターのニーズに対する戦略的計画への環境上の考慮事項の組み込みの説明 | 測定単位： 該当なし |
|--------------------------|---|---------------|
| 1 | <p>データセンターの立地、設計、建設、改装及び仕様に組み込む環境上の考慮事項について説明する</p> <p>(エネルギー及び水の消費に関連する要素を含める)</p> | |
| 2 | <p>開示の範囲には、以下を含める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在企業が所有及び運営しているデータセンター ・ 計画中又は建設中のデータセンター ・ 委託しているデータセンターサービス | |
| 3 | <p>識別した環境上の考慮事項が、報告期間中に行われたデータセンターに関する意思決定にどのように組み込まれたかを説明する</p> <p>その際、以下に関する意思決定に影響を与えたかどうかを含める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ データセンターサービスを請け負うか若しくは外部委託するか ・ 既存のデータセンターの効率改善 ・ 新規データセンターの建設 | |

「電子商取引」産業の付加価値の重大な（significant）部分は、企業が多種多様な商品を効率的に消費者の元へ届けることができることにあるが、そうでなければ消費者は自ら実店舗から商品を取りに行く必要がある。

容器包装出荷量が増加すると、当該産業は炭素価格やそれに伴う燃料費の上昇などの環境外部性にさらされるようになる可能性があり、**商品の出荷に関連したリスクが発生する**。

出荷及び物流を外部委託する企業は、出荷業務の具体的なプロセスをコントロールできないが、よりエネルギー効率の高いビジネス実務があるサプライヤーを選択することは可能である。

競争が激しく利益率の低い産業であるため、燃料の削減とより効率的なルート設定によって輸送コストを削ることができれば、企業はその節約分を顧客に還元することができる。

さらに、電子商取引企業には、梱包材の使用を最小限に抑えるインセンティブがある。

効率的な容器包装は、購入する必要のある資材の量を減らすことで**コスト削減につながる**だけでなく、より多くの製品を一度の出荷に収めることができるため、**物流コストの節約**にもつながる可能性がある。

| コード： CG-EC-410a.1 | 指標： 製品出荷の温室効果ガス（GHG）総排出量 | 測定単位： CO ₂ 換算メートルトン(t) |
|----------------------|--|--------------------------------------|
| 1 | 自社製品の外部出荷に伴う、タンク・トゥ・ホイールの温室効果ガス（GHG）総排出量をCO ₂ 換算メートルトン単位で開示する | |
| 1.1 | タンク・トゥ・ホイールの排出量は車両の駆動に関連しており、一次エネルギー生産に関連する上流の排出量（すなわちウエル・トゥ・タンクの排出量）を除外する | |
| 1.2 | EN 16258:2012「Methodology for calculation and declaration of energy consumption and GHG emissions of transport services (freight and passengers)」に従って、開示情報を計算する | |
| 1.2.1 | 計算は、EN 16258:2012に記述されている「タンク・トゥ・ホイールのGHG排出量（Gt）」を計算するために使用する方法と一貫する | |
| 1.2.2 | 輸送システムの範囲、境界及び必要な按分計算の決定は、EN 16258:2012に記述されている方法と一貫する | |
| 2 | 開示の範囲には、企業の製品の外部出荷に関係する貨物輸送及び物流活動すべてからの排出量が含まれる 自社資産からの排出量（スコープ1）だけでなく、契約運送業者及び委託運送業者並びに物流業者からの排出量（スコープ3）を含む | |
| 5 | 開示情報の理解に関連して必要な場合、その按分方法、排出値、境界、使用する輸送サービスの組み合わせ及びその他の情報を記述する | |

| コード： CG-EC- 410a.2 | 指標： 製品配送による環境上の影響（impact）を低減する戦略についての説明 | 測定単位： 該当なし |
|--------------------------|--|---------------|
| 1 | <p>製品のフルフィルメント及び出荷の環境上の影響（impact）を低減するための戦略について説明する （包装資材に関連する影響及び製品輸送に関連する影響を含む）</p> | |
| 2 | <p>説明すべき関連する戦略には以下を含む</p> <ul style="list-style-type: none"> 2.1 <ul style="list-style-type: none"> • 物流の選択についての説明 • モードの選択及び管理（例：鉄道輸送か航空輸送か）についての説明 • 経路効率化オペレーションについての説明 2.2 <ul style="list-style-type: none"> • 包装の選択についての説明 2.3 <ul style="list-style-type: none"> • 燃料選択及び車両選択についての説明 2.4 <ul style="list-style-type: none"> • その他の関連する戦略（車両のアイドリング削減の取組み、ラストマイル配送の効率化のためのイノベーション、交通渋滞を減らすための配送時間の最適化戦略など） | |

| コード | 活動指標 | カテゴリー | 測定単位 |
|-------------|------------------|-------|---|
| CG-EC-000.A | 企業が定義した利用者行動の測定値 | 定量 | 数 |
| CG-EC-000.B | データ処理能力 | 定量 | 企業が一般的に追跡しているか、ITサービスのニーズを契約するための基礎として使用されている測定値の単位 |
| | 外部委託の割合 | 定量 | パーセンテージ |
| CG-EC-000.C | 出荷件数 | 定量 | 数 |

CG-EC-000.Aに関する注記 - 企業は、事業活動に適した利用者活動の基本的な測定値を定義し、開示しなければならない。

CG-EC-000Bに関する注記 - 外部委託する割合には、コロケーション施設及びクラウドサービスを含めなければならない。

